一般国道464号 北千葉道路(市川市〜船橋市) 計画段階環境配慮書について

平成29年度第7回千葉県環境影響評価委員会 資料 平成30年1月19日(金)

千葉県

■事業の概要・目的

●北千葉道路の概要

- ・常磐道と東関東道のほぼ中間に位置する千葉県北部で計画されている全長約43kmの道路。
- ・鎌ケ谷市から成田市間は、開通済又は事業中。 現在、未事業化区間の市川市(外環道)から鎌ケ谷市間の約9kmについて、 事業化に向けて、国、県、沿線市において、道路構造等の検討を実施中。

●事業の目的

- ・東葛飾、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、 千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化、 地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与すること が期待される。
 - ○成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
 - ○周辺道路の渋滞の緩和
 - ○災害時の緊急輸送ネットワークの強化





■北千葉道路(市川市~白井市)の検討状況

●現在検討中の道路構造等

- ・市川市から鎌ケ谷市間は、一般部(4車線)と専用部(4車線)の併設構造とし、専用部(自動車専用道路) の構造は、早期整備が可能な高架構造を基本とする。(整備イメージ②)
- ・但し、(仮称)北千葉JCTから約2km区間の専用部は、外環道との連続性等を踏まえ掘割構造とする。 (整備イメージ①)
- ・鎌ケ谷市から船橋市(国道16号)間も一般部と専用部の一体構造とする。(整備イメージ③)
- ・船橋市(国道16号)から白井市間は、沿道アクセスをコントロールした一般道路として整備する。 (整備イメージ(4))



整備イメージ①



20.5m 13.0m 13.0m



鎌ケ谷市〜船橋市(国道16号)の 整備イメージ



船橋市(国道16号)~白井市の 整備イメージ

(開通済の白井市~印西市と同様な構造)

市川市~鎌ケ谷市の整備イメージ

※幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討。

■対象事業と規模

●対象事業について

- ・本事業は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や物流機能の強化を図ることを目的に、市川市(外環道)と船橋市(国道16号)を結ぶ延長約15kmの自動車専用道路(専用部)の整備を計画しており、環境影響評価法における「第一種事業」に該当。
- ・一般部は、地域の活性化や周辺道路の混雑緩和等を目的とし、市川市から印西市間は、昭和44年に都市計画決定済。このうち、市川市から鎌ケ谷市間の約9kmについては未整備。 これまでの検討において、既に都市計画決定された一般部の区域を活用して専用部を導入し、一般部と専用部の併設構造とするとともに、専用部の連結路は併設する一般部に設置する構造を検討しており、一般部と専用部の事業目的を同時に達成させるためには、同時期に計画し、整備する必要がある。
- ・市川市〜船橋市間の専用部と、市川市〜鎌ケ谷市間の一般部を一体の対象事業として手続きを進める。

●事業の規模:約15 k m

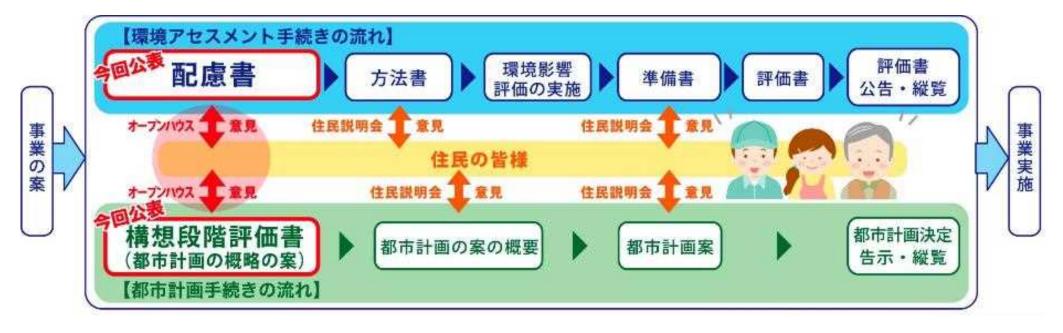
- ・市川市~鎌ケ谷市(約9km):自動車専用道路(専用部)4車線、一般国道(一般部)4車線
- ・鎌ケ谷市〜船橋市(約6 k m):自動車専用道路(専用部)4車線

<u>●都市計画決定状況</u>



北千葉道路だより第3号 (平成30年1月)

●環境アセスメント・都市計画手続きの流れ



●計画段階環境配慮書(配慮書)とは

・事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

●構想段階評価書(都市計画の概略の案)とは

・都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な 評価を実施し、その結果をまとめた図書。

環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。



都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



■配慮書の構成

第1章 都市計画決定権者の名称

▶ 都市計画決定(変更)手続きと一体的に手続きを行うため、環境影響評価法の規定により、 都市計画決定権者(千葉県)が手続きを実施。

第2章 目的及び内容

▶ 事業の目的、手続きに至る経緯やルート設定の考え方。

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

- ▶ 主務省令※の項目に従い、構想段階(配慮書)の検討を行うのに必要な事業特性、地域特性を把握。※記載項目は、国土交通省令(平成10年6月12日建設省令第10号)の指定並びに、道路環境影響評価の技術手法(平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所、(独)土木研究所)の指針に準拠
- ▶ 概況の把握は既存資料※の収集により実施。 ※一般に公表されているもの

第4章 調査・予測・評価結果

▶ 供用後*を対象として、事業特性や地域特性を踏まえ、構想段階において、 重大な影響のおそれがある環境要素を選定。

なお、回避が困難、又は必ずしも十分に低減されない環境影響は、方法書以降で詳細に検討する。

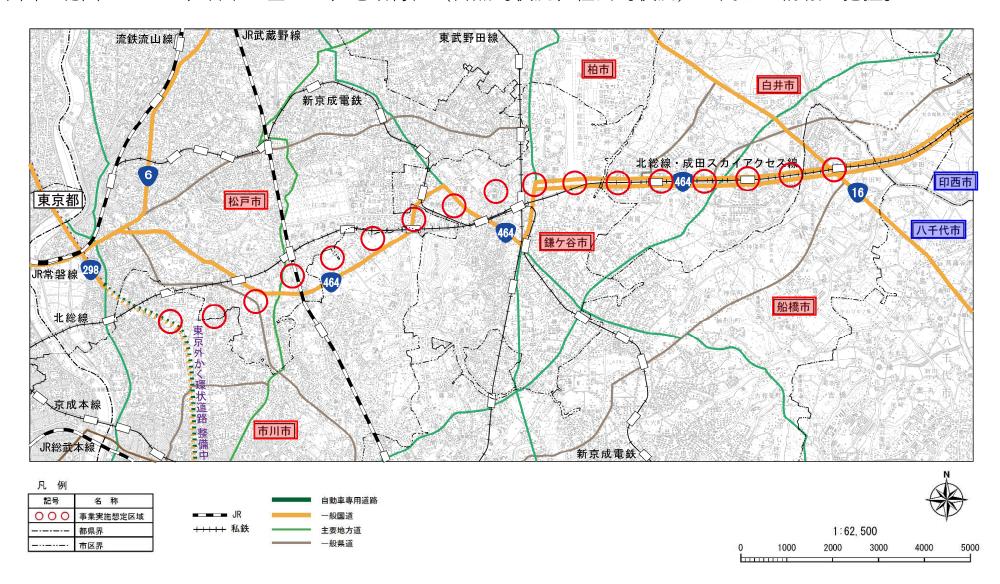
※工事中の影響は対象としない。構想段階においては、工事中の影響を検討するための、 建設機械の稼働や工事施工ヤードの設置等に関する計画まで決まるような熟度に達していないため。

■事業実施想定区域及びその周囲

●事業実施想定区域及びその周囲

- ・事業実施想定区域が該当する対象自治体(6市):市川市、松戸市、鎌ケ谷市、柏市、白井市、船橋市
- ・事業実施想定区域の周囲の対象自治体(2市) :八千代市、印西市

下図の範囲について、省令に基づき、地域特性(自然的状況、社会的状況)に関する情報を把握。



■ルート案の設定の考え方

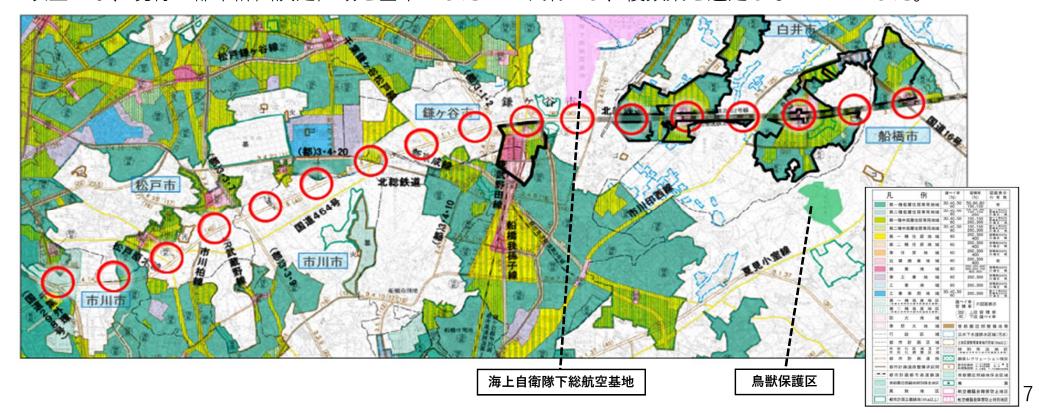
ルート案については、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能で、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえ、現実的に実施可能な案を設定した。

●ルート案の設定にあたっての考え方

本事業は、事業目的を達成するため、市川市から船橋市間の専用部(4車線)約15kmと、市川市から鎌ケ谷市間の一般部(4車線)約9kmを一体的に整備を進める計画。

市川市から船橋市間は、昭和44年に都市計画決定され既に50年近く経過し、現行の都市計画決定区域に基づき、土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備されている。

さらに、鎌ケ谷市から船橋市間については、周辺に海上自衛隊下総航空基地や鳥獣保護区が位置していることに加え、一般部(4車線)は既に整備されており、専用部の事業予定地も既に確保されている。本事業のルートについては、事業目的が達成可能であり、かつ、社会的影響や自然環境に与える影響なども踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないと考えられる。以上から、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を選定しないこととした。



■自然的状況(1)

●気象

・過去10年間(平均) 気温:16.0°C、年間降水量:1,518.0mm、風速:1.9m。最多風向:北東

●大気質

- ・一般環境大気測定局(一般局):8局、自動車排出ガス測定局(自排局):3局
- ・【一般局】二酸化硫黄、二酸化窒素:全ての測定局で環境基準を達成、

浮遊粒子状物質:長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成。

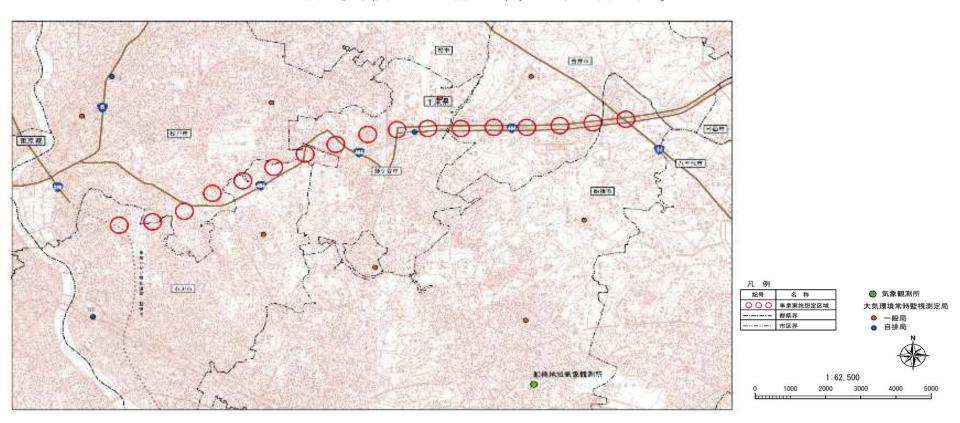
短期的評価では、一部で環境基準が非達成。

微小粒子状物質:平成27年度に全ての測定局で環境基準を達成。

・【自排局】二酸化窒素、一酸化炭素:全ての測定局で環境基準を達成。

浮遊粒子状物質:長期的評価では全ての測定局で環境基準を達成

短期的評価では一部で環境基準が非達成。



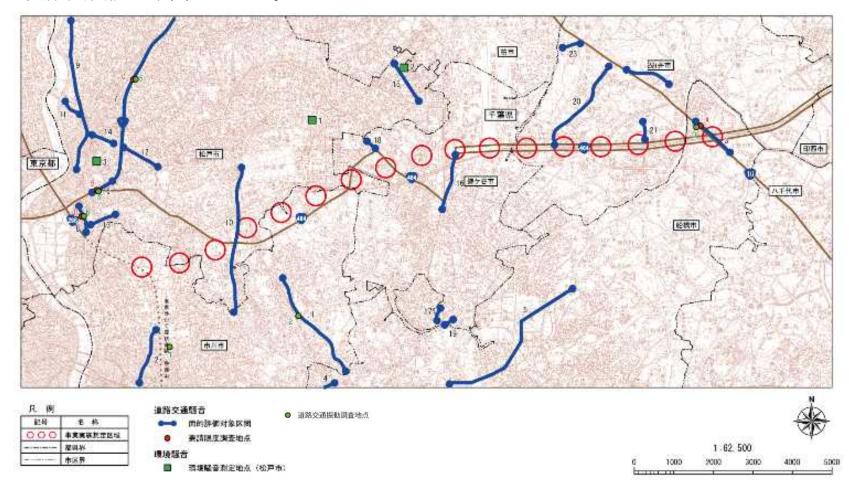
■自然的状況(2)

●騒音

- ・道路交通騒音調査(面的評価):23地点、要請限度に係る調査:4地点
- ・面的評価の調査結果:
 - 昼間・夜間とも環境基準値以下は、15.4%~100.0%
- ・騒音規制法に基づく道路交通騒音調査結果:
 - 一般国道6号の調査地点2か所において、要請限度値を超過。

●振動

- ・道路交通振動調査:6地点(うち、5地点が第1~2種区域)
- ・全てが要請限度値を下回っている。



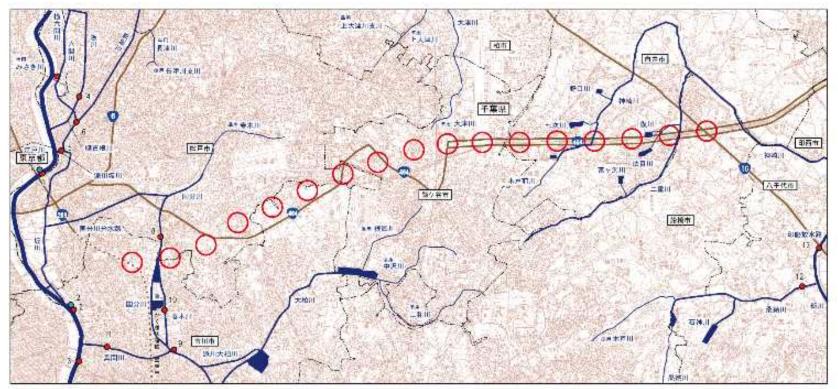
■自然的状況(3)

●水質・底質

- ・水質調査: 9河川13地点
- ・江戸川で大腸菌群数、桑納川で全亜鉛、印旛放水路(上流)で水素イオン濃度(pH)や 生物化学的酸素要求量(BOD)、全亜鉛が環境基準に不適合。
- ・底質調査:江戸川の2地点

●地下水

- ・概況調査:30地点、継続監視調査:27地点、要監視項目調査:25地点
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等の一部の項目で環境基準値等を超過している地点があるが 概ね環境基準値等を下回っている。





■自然的状況(4)

●土壌

・主に厚層黒ボク土壌や黒ボク土壌が広く分布。

●地盤

- · 水準点: 5 2 地点
- ・地盤変動の状況は、東北地方太平洋沖地震の影響を受けた平成23年度を除き、いずれの地点も 環境省の地盤沈下の監視目安を下回っている。

●土壌汚染

・土壌汚染対策法により指定された要措置区域が松戸市、八千代市に存在(4か所)。



■自然的状況(5)

●地形

・主に上位砂礫台地が分布。

●地質

・下総台地を覆う武蔵野ローム層、立川ローム層及び下末吉層を主体とした関東ローム層が分布。

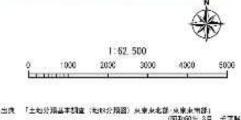
●注目すべき地形・地質等の状況

・学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていない。





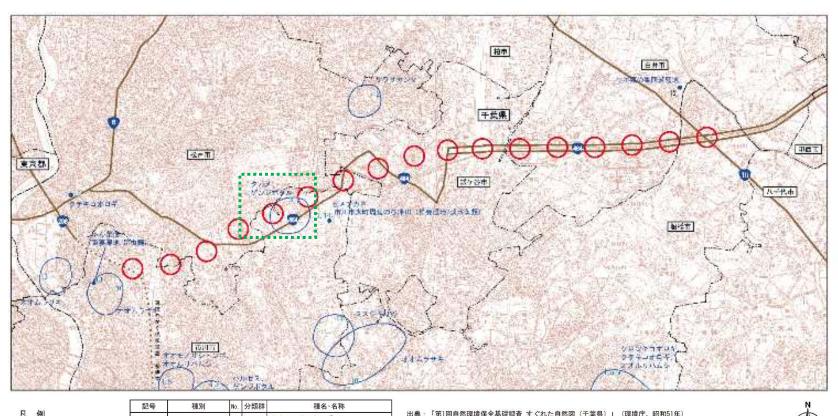
| 分質 | 記号 | 名物 | 分類 | 記号 | 2. 16 |
|-------|------|------------|-------|----|--------------|
| तं वे | | 上位砂镍胶杆直 | 据 坦 | | 沙州 彩雕 |
| | | 中位沙堤級上面 | | | 划土改赏地 |
| | | 下位沙陸院正置 | Y工能能 | | 等主改変物 |
| | | 低位等發發圧費 | | A | A# |
| | | 斜西 (台地區) | | | 分水弄 |
| 92 Hz | | 多度中毒 范德原中斯 | その他 | | 土形界 |
| | | 征臂运动-三角州 | 0.000 | | DOC . |
| | - | 自然提供 | | | 中海排力进 |
| | A 87 | V | =70 | _ | 300 |



■自然的状況(6)

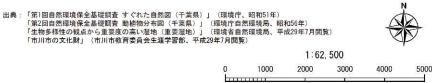
●動物

・動物の重要種確認位置:11か所、注目すべき生息地:3か所 タガメやゲンジボタル、サギ類の集団繁殖地(鳥類・白井市・No.12)、 じゅん菜池(昆虫類・市川市・No.13)、大町周辺の谷津田(魚類・市川市・No.14)が存在。



| 記号 | 名 称 |
|-----|----------|
| 000 | 事業実施想定区域 |
| | 都県界 |
| | 市区界 |

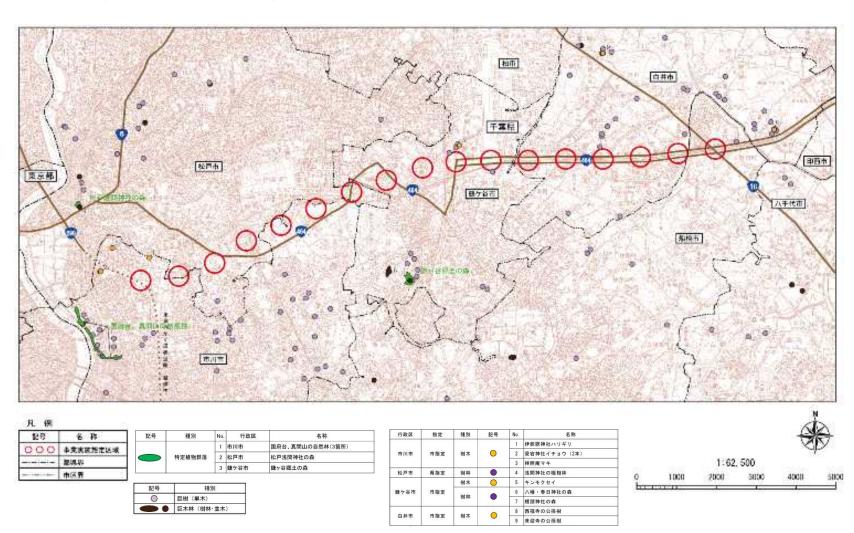
| 記号 | 種別 | No. | 分類群 | 種名·名称 | |
|----|----------|-----|-----|-------------------|--|
| | | 1 | 昆虫類 | オオモノサシトンボ | |
| | | 2 | | サラサヤンマ | |
| | | 3 | | ヒメアカネ | |
| | | 4 | | クロツヤコオロギ | |
| | | 5 | | クチキコオロギ | |
| | 重要な動物種 | 6 | | ハルゼミ | |
| | | 7 | | タガメ | |
| 0 | | 8 | | ゲンジボタル | |
| | | 9 | | オオルリハムシ | |
| | | 10 | | オオムラサキ | |
| | | 11 | | ミスジキリガ | |
| | | 12 | 鳥類 | サギ類の集団繁殖地 | |
| | 注目すべき生息地 | 13 | 昆虫類 | じゅん菜池(重要湿地) | |
| | | 14 | 魚 類 | 市川市大町周辺の谷津田(重要湿地) | |



■自然的状況(7)

●植物

- ・維管束植物:81科305種、非維管束植物:11科26種が生育
- ・特定植物群落:3件5か所
 - 国府台、真間山の自然林(市川市)、鎌ケ谷郷土の森(鎌ケ谷市)等が存在。
- ・巨樹・巨木林:183件205本
- ・文化財指定されている樹木等: 9件10か所 キンモクセイ (鎌ケ谷市・市指定)等が存在。



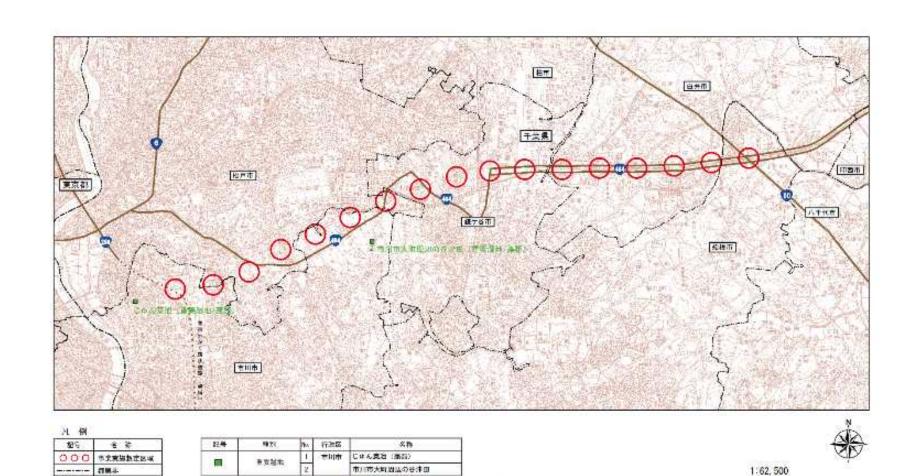
■自然的状況(8)

市区景

●生態系

・重要湿地:2か所

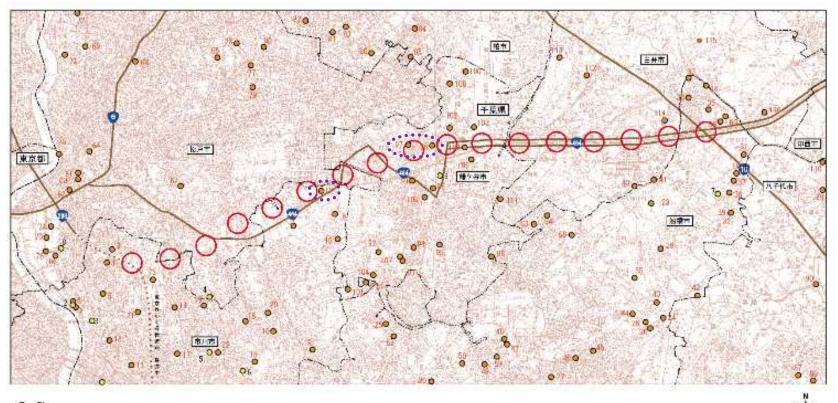
じゅん菜池(市川市・No.1)、大町周辺の谷津田(市川市・No.2)が存在。



■自然的状況(9)

●景観

- ・主要な眺望点と眺望景観 曽谷の高台からの眺め(市川市・No.4)や、かまがやスカイビュー(鎌ケ谷市・No.9)等が存在。
- ・景観資源 自然的・文化的・歴史的景観資源が多く位置。 主な景観資源として、大町周辺の森(市川市・No.12)、豊作稲荷神社の林(鎌ケ谷市・No.97)、 八坂神社の林(鎌ケ谷市・No.99)等が存在。



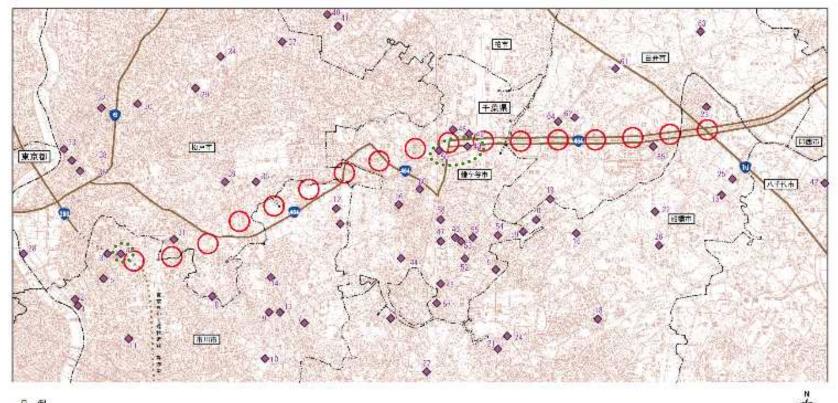


○:主要な眺望点と眺望景観○:主要な景観資源

■自然的状況(10)

●人と自然の触れ合いの活動の場

・新鎌ふれあい公園(鎌ケ谷市・No.50)、市制記念公園(鎌ケ谷市・No.43)、 堀之内貝塚公園(市川市・No.4)等が存在。





◆:主要な人と自然との 触れ合いの活動の場

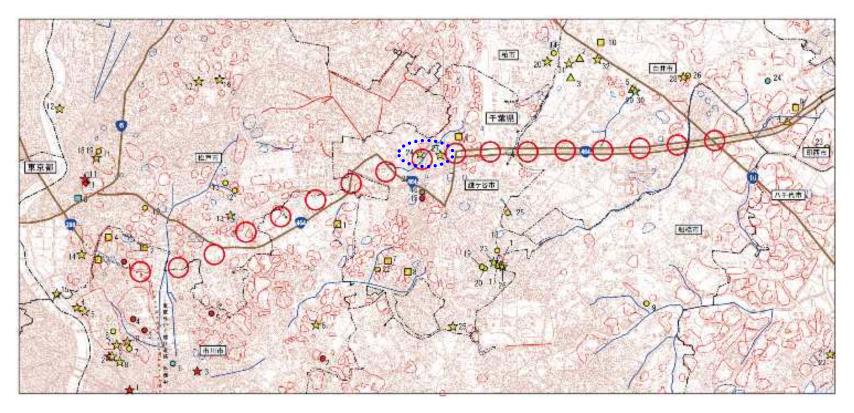
■自然的状況(11)

●文化財等

・指定文化財:74件(国指定文化財:11件、県指定文化財:4件、市指定文化財:59件) 豊作稲荷神社「手洗鉢」(鎌ケ谷市・No.23)、粟野庚申塔群(鎌ケ谷市・No.27)等が存在。

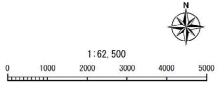
●埋蔵文化財包蔵地

・市川市から鎌ケ谷市間や、八千代市、白井市、印西市などに多く分布。 馬土手は、下総飛行場より西側の松戸市などに存在。



| 凡例 | |
|-----|----------|
| 記号 | 名 称 |
| 000 | 事業実施恕定区域 |
| | 都県界 |
| | 市区界 |

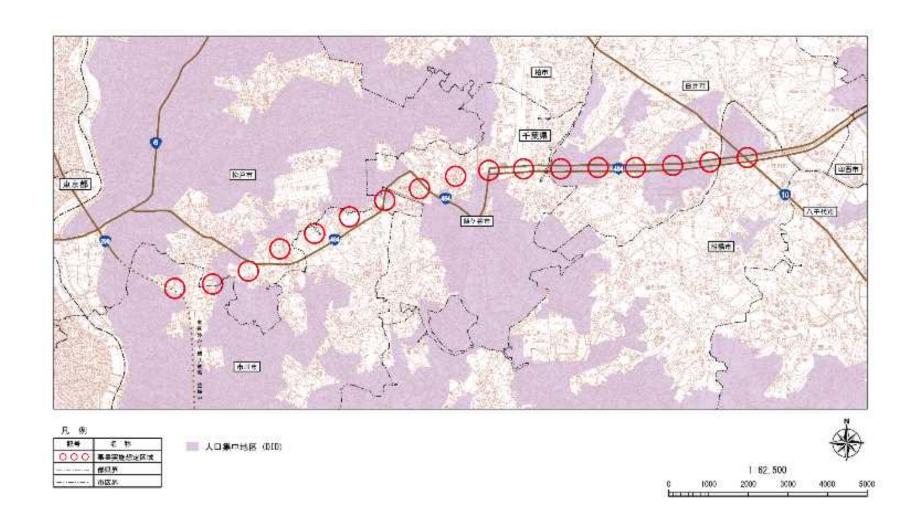
| | 国 | 県 | 市 | 埋蔵文化財包蔵地 |
|---------|---|---|---|----------|
| 史跡 | • | 0 | 0 | 馬土手 |
| 名勝 | • | _ | = | 埋蔵文化財包蔵均 |
| 天然記念物 | | | | 馬土手消滅 |
| 有形文化財 | * | | ☆ | |
| 有形民俗文化財 | | - | Δ | |



■社会的状況(1)

●人口の状況

・概ね市街化された土地利用。 事業実施想定区域の一部に人口集中地区(DID)が存在。



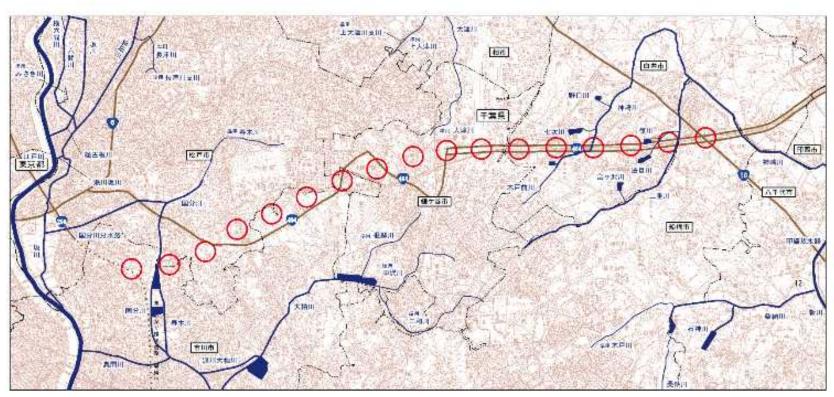
■社会的状況(2)

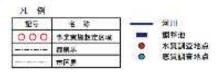
●河川の状況

- ・国分川は、洪水対策のための総合治水対策特定河川に指定。
- ・国分川分水路や国分川調節池の整備などで治水整備、大津川、神崎川、二重川で河川改修が実施。

●地下水の利用状況

・地下水揚水量は、67~42,094m3/日、上水道の普及率は約76~99%。

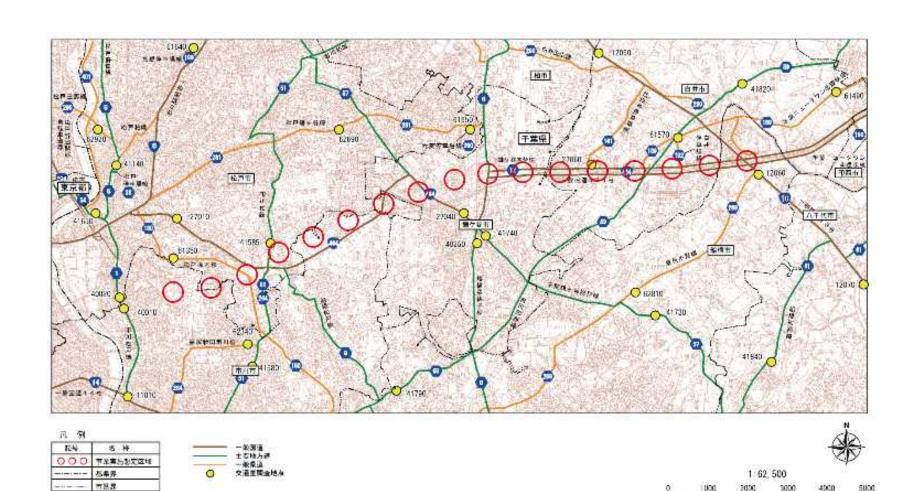




■社会的状況(3)

●交通の状況

- ・事業実施想定区域と一部区間が並行する一般国道464号や、東端に一般国道16号、西端に外環道が整備中。
- ・事業実施想定区域と交差する道路としては、西側から、県道松戸原木線、県道市川柏線、 県道千葉鎌ケ谷松戸線、県道船橋我孫子線、県道市川印西線等がある。
- ・一般国道464号の24時間交通量は10,770台~35,113台、 昼間12時間の大型車混入率が10.7%~19.1%。



■社会的状況(4)

●住宅の配置の概況

・主に分布する畑地の周辺に住宅用地等が存在。

●環境の保全についての配慮が特に必要な施設

·幼稚園:73箇所、小学校:90箇所、中学校:53箇所、高等学校:32箇所、

短期大学や大学: 9箇所、支援学校: 11箇所、専門学校: 3箇所、

保育園:124箇所、病院:41箇所、福祉施設:218箇所、図書館:26箇所。



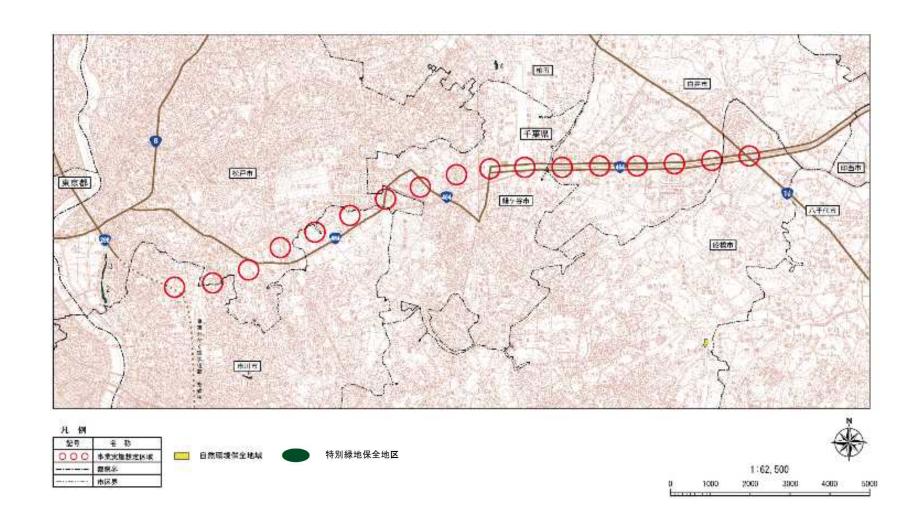
■社会的状況(5)

●自然環境保全地域

・八王子神社の森郷土環境保全地域(船橋市)が指定。原生自然環境保全地域、県立自然環境保全地域は存在しない。

●特別緑地保全地区

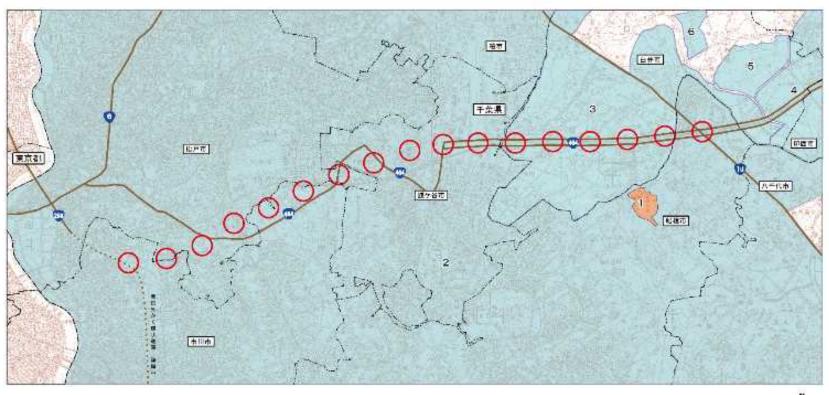
・宮久保特別緑地保全地区(市川市・No.1)、栗山特別緑地保全地区(松戸市・No.2)、 矢切特別緑地保全地区(松戸市・No.3)、高柳特別緑地保全地区(柏市・No.4)が指定。



■社会的状況(6)

●鳥獣保護区

- ・ほぼ全域が特定猟具使用禁止区域(銃器)に指定。
- ・鳥獣保護区として、船橋鳥獣保護区が指定(県指定)。



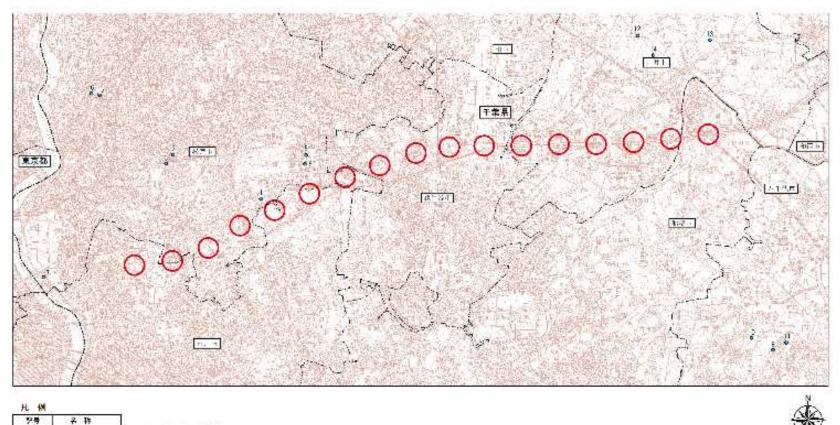
■社会的状況(7)

●廃棄物の処理及び施設の状況

〇〇〇 中党党施师定区域

中間処理業者の施設位置

- ・年間のごみ(一般廃棄物)収集量が最も多いのは船橋市(209,671t)、最も少ないのは白井市(18,992t)。
- ・産業廃棄物中間処理業者は、14か所が存在し、最終処分場は存在しない。



■計画段階配慮事項の選定

配慮書P57· 参考資料P313

文献調査(第3章)の結果から得られた情報により、重大な環境影響を受けるおそれのある環境の要素を検討し、計画段階配慮事項として選定した環境要素と選定理由は以下のとおり。

計画段階配慮事項の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」を参考に選定。

| 影響要因環境要素 | | 施設等の存在 及び供用 | | 選定理由(概要) | |
|---|------|----------------|-----------|--|--|
| | | | 道路の 存在 | 自動車 の走行 | 医足生田(似女) |
| 環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を | 大気 | 大気質 | | 0 | 市街地が分布しており、自動車の走行に伴い、大気質への環境 影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。 |
| 旨として調査、予測 及び評価されるべき 環境要素 | 大気環境 | 騒音 | | 0 | 市街地が分布しており、自動車の走行に伴い、騒音への環境 影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。 |
| 生物の夕芒料の 放/12 | 動物 | | 0 | | 重要な動物が生息し、鳥獣保護区が指定されており、道路の 存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定 しました。 |
| 生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全を旨として調査、 予測及び評価される べき環境要素 | 植物 | 勿 | 0 | | 重要な植物群落、巨樹・巨木林が生育しており、道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。 |
| で水水ダボ | 生態系 | | 0 | | まとまって存在する自然環境として、重要な湿地が分布しており、道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。 |
| 人と自然との豊かな 触れ合いの確保を旨と して調査、予測及び 景観 評価されるべき環境 要素 | | 0 | | 主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しており、 道路の存在に伴い、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源へ の環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。 26 | |

■計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価方法

配慮書P58,59· 参考資料P314,315

事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とし、調査は、既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象(大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など)の位置・分布を把握する方法とする。

また、現段階では、「路線位置」や「計画交通量」が決まっていないため、環境の状況の変化を把握する方法での予測を行い、評価は、環境影響の程度を整理する方法とする。

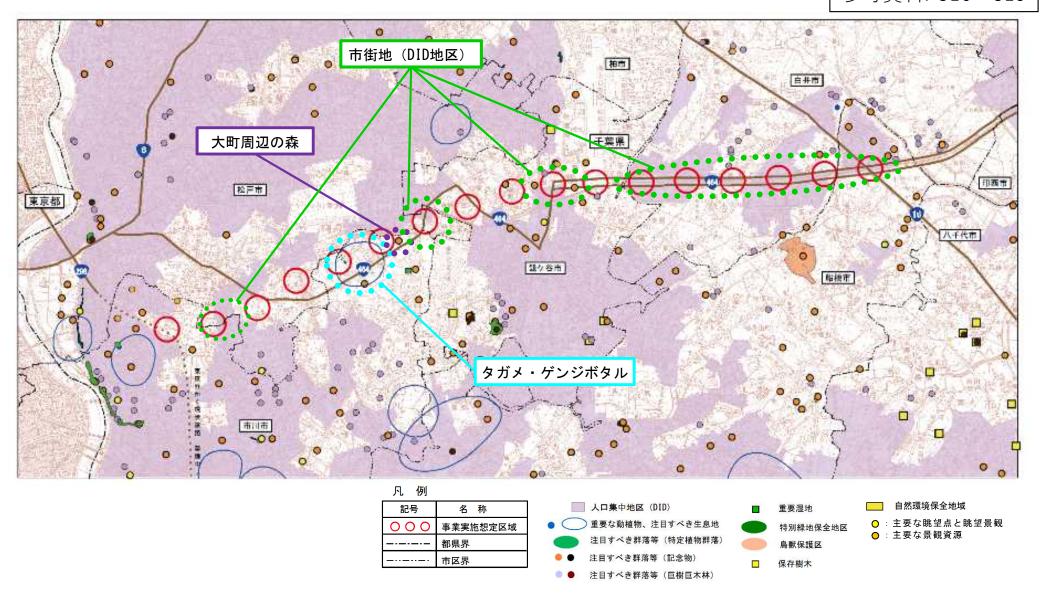
| 万仏での「原と门が、町画は、水苑が音が住及と正生する万仏とする。 | | | | | | | |
|----------------------------------|---|------------------|--|-------|--|------------------|--|
| | 項 | | | | | | |
| 環境要素 の区分 | | 影響要因 の区分 | 検討対象 | 調査の手法 | 予測の手法 | 評価の手法 | |
| 大気 環境 | | 自動車の走行 自動車の走行 | 市街地 | 既存資料 | 市街地と事業実施想定区域の 位置関係を整理する。 | 回避又は通過の 状況を整理 | |
| 動物 道路の存在・ | | 道路の存在 | 重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ・鳥獣保護区 | 既存資料 | 重要な種及び注目すべき生息 地となっている場所と事業実 施想定区域の位置関係を整理 する。 | | |
| 植物 道路の存 | | 道路の存在 | 重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ・巨樹巨木林 | 既存資料 | 重要な種及び群落の生育地と なっている場所と事業実施想 定区域の位置関係を整理する。 | 回避又は通過の状況を整理 | |
| 生態系 道路の存在 | | 道路の存在 | 生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 ・自然環境保全地域 ・特別緑地保全地区 | 既存資料 | 生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境 の場所と事業実施想定区域の 位置関係を整理する。 | 回避又は通過の | |
| 景観 道路の存在 | | 道路の存在 | 主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、 主要な景観資源 | 既存資料 | 主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置 関係を整理する。 | 回避又は通過の | |

■調査、予測及び評価結果(1)

既存資料に基づき、検討対象の位置・分布を把握し、予測及び評価した結果は以下のとおり。

| 計画段階 配慮事項 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|--------------|--|
| 大気質 | ・市川市〜鎌ケ谷市間、鎌ケ谷市〜船橋市間のいずれの区間のルートも一部が市街地を通過するため、 |
| 騒音 | 大気質・騒音に影響を与える可能性があると評価します。 |
| 動物 | ・市川市~鎌ケ谷市間のルートは、タガメ・ゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測するため、動物に影響を与える可能性があるものと評価します。 ・鎌ケ谷市~船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じないことから、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 |
| 植物 | ・市川市〜鎌ケ谷市間のルートは、重要な種の生息地を回避していると予測するため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。・鎌ケ谷市〜船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じないことから、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 |
| 生態系 | ・市川市~鎌ケ谷市間のルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測するため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 ・鎌ケ谷市~船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、まとまって存在する自然環境の改変は生じないことから、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 |
| 景観 | ・市川市〜鎌ケ谷市間のルートは、主要な景観資源(大町周辺の森)を通過すると予測するため、 景観に影響を与える可能性があるものと評価します。 ・鎌ケ谷市〜船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、 主要な景観資源等の改変は生じないことから、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 |

■調査、予測及び評価結果(2)



今後、具体的な道路構造を決定する段階で、できる限り周辺の住居等の保全対象や重要な動物、植物等の生息地及び生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に配慮して計画する。 なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。